平成２８年（フ）第２２０号
佐賀県小城市牛津町上砥川152番地、前住所佐賀県小城市牛津町牛津955番地１
債務者　中原貴美枝
１　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４７号
佐賀県多久市南多久町大字下多久2286番地86
債務者　南里　晃広
１　決定年月日時　平成29年１月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６２号
佐賀県鳥栖市浅井町143番地３　県営浅井アパート４―411
債務者　田原富士子（旧姓筒井）
１　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５５号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津1000番地
債務者　加々美愛子
１　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第２１３号
秋田県由利本荘市二番堰29―８　ヤツホーハイツ201号、住民票上の住所秋田市将軍野南５丁目２番27号　コンフォートパレスＡ301号
債務者　今村　忠行
１　決定年月日時　平成29年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３０号
徳島県板野郡松茂町中喜来字蔵野１番地　松茂西団地県営住宅　533号室、旧住所徳島県板野郡松茂町中喜来字前原東六番越７番地６
債務者　原田　千里
１　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４１号
秋田県仙北郡美郷町六郷字小安門160番地小安門住宅Ｃ―202、前住所秋田県仙北郡美郷町羽貫谷地字正婦堰199番地３
債務者　熊沢　　光
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第２３３号
三重県鈴鹿市平田２丁目12番23号　パルミラＢ205号室
債務者　髙田亜矢子
１　決定年月日時　平成29年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１号
三重県亀山市山下町468番地　グリーンヒル山下105号
債務者　増村　文香
１　決定年月日時　平成29年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６９号
兵庫県豊岡市下陰216番地の１　雇用促進住宅第二宿舎　１号棟202号室
債務者　**真**狩三津子
１　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
兵庫県淡路市志筑176番地１　ハイツ727　102号
債務者　中田　雅章
１　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第５７号
兵庫県淡路市志筑3523番地21　シーサイド津名402、前住所兵庫県淡路市久留麻249番地７
債務者　福原　幸文
１　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第９１号
広島県尾道市因島洲江町1742番地
債務者　武内　金市
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第９２号
広島県尾道市因島洲江町1742番地
債務者　武内　鈴江
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１３４号
愛媛県西条市喜多台448番地１　東予プラザハイツ203号
債務者　飯尾真恵美
１　決定年月日時　平成29年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２７７号
長崎県長崎市上小島５丁目５番40号
債務者　榮　　志乃
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
宮崎県串間市大字西方4341番地１、住民票上の住所宮崎県串間市大字一氏2099番地
債務者　吉田　　**賴**
１　決定年月日時　平成29年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部